

東京都立あきる野学園管理運営規程

平成31年4月1日
校長 決定

第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立あきる野学園以下「本校」という)の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督する。

第6 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第7 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第8 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。（ただし、特別の事情のあるときは、その一部を置かないことができる。）

1 組織・部・室

運営組織、支援組織、学部組織を置く。各組織はそれぞれ括弧内の部や構成員を配置する。

- ・運営組織（教務部、庶務部、研究推進部、情報推進部）
- ・支援組織（進路指導部、教育相談部、交流教育部、生活指導部、保健給食部、医療的ケア部、学校開放・PTA部、スクールバス部）
- ・学部組織（主担任）
- ・保健室を置く。

なお、各部の分掌内容については、別表のとおりとする。

2 教育部門及び学部

- (1) 教育部門として肢体不自由教育部門及び知的障害教育部門を置く。
- (2) 各教育部門に小学部、中学部及び高等部を置く。

3 教科・領域

教科・領域会 国語科、数学科、理科学科、社会科、英語科、音楽科、体育科、
図工・美術科、技術科、情報科、家庭科、自立活動、道徳科

4 企画調整会議

5 職員連絡会

6 委員会

教科書選定委員会、都立学校開放事業運営委員会、学校給食運営委員会、ホームページ管理運営委員会、防災委員会、医療的ケア安全委員会、安全衛生委員会、学校保健委員会、防災教育推進委員会、省エネ委員会、地域交流教育連絡会、業者選定委員会、食物アレルギー対応委員会、学校いじめ対策委員会、学校サポートチームを置く。なお、各委員会については、別途運営規定を定める。

7 学校運営連絡協議会

学校運営連絡協議会については、別途設置要綱を定める。

8 部活動の指導

教育活動の一環として高等部に「球技部」を設置し適切に運営する。希望する軽度障害の生徒に放課後バスケット、ハンドサッカー等を指導する。部活動に関する事項について生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱されたものを行う。

9 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、情報推進部の所掌とする。

10 その他

校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第9 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第10 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校経営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、各部主任及び経営企画室各係長とする。なお、校長が必要とする場合は、各主任等に出席を求め意見を聞くことができる。

3 開催

定例会は、原則として毎週1回開催する。必要に応じて部門企画調整会議を開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 その他、必要な事項は、校長が定める。

第11 職員連絡会

1 目的

職員連絡会は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

(1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。

(2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。

(3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

3 開催

定例会は、原則として月1回開催する。必要に応じて部門職員会議を開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 司会

校長が選任する。

6 記録

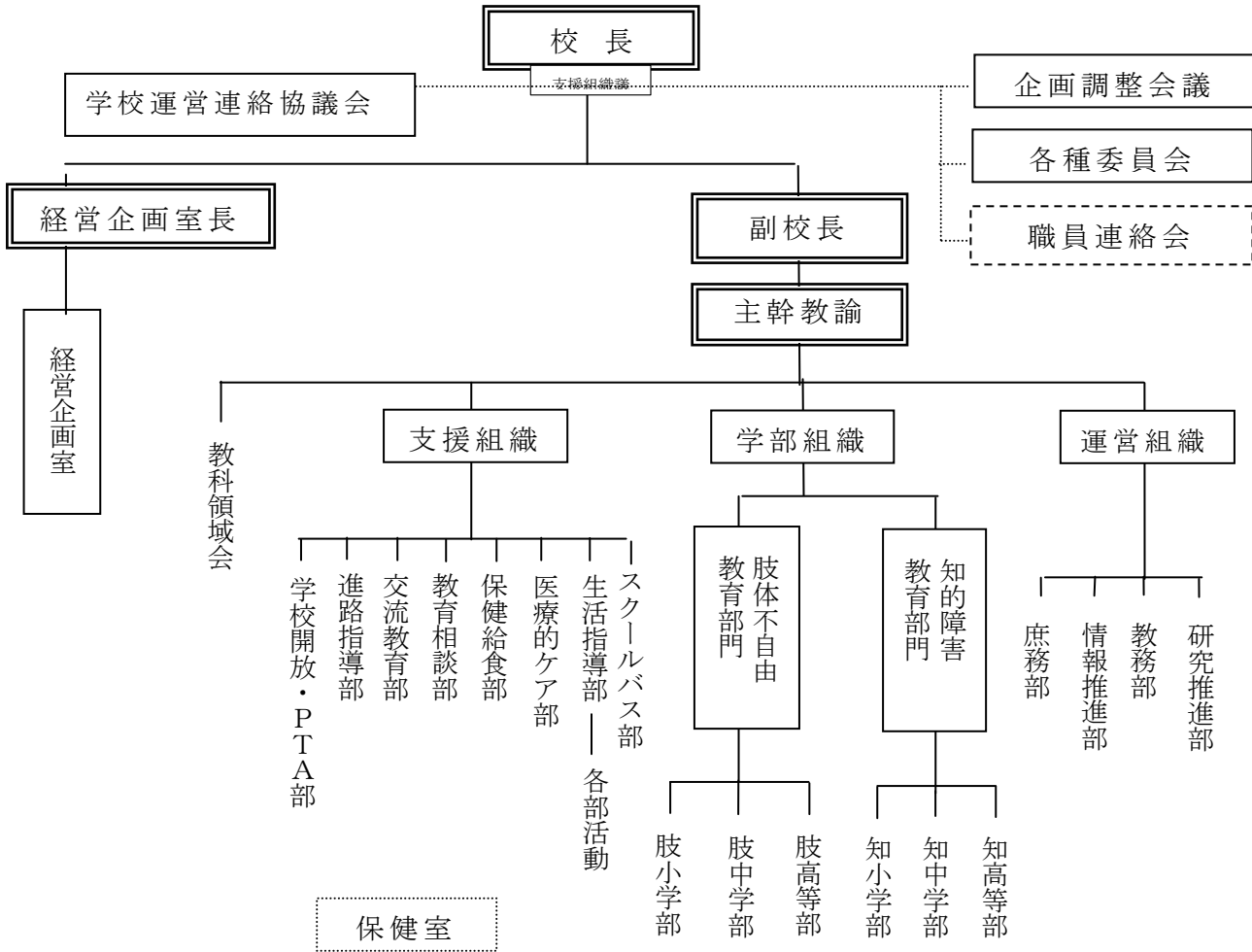
校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、ただちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

7 運営

- (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。
- (2) 校長の意思決定に資するため、職員連絡会において、必要に応じ構成員の意向を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第12 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



第13 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するものの他は校長が定める。

第14 予算

校内予算の編成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第15 校内規程

校長は、この規程に基づき、その他の校内規程を定める。

第16 情報開示

この規程及びその他の校内規程については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう

に整備する。

附則

この規程は、平成11年1月1日から施行する。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成14年4月1日より施行する。

附則

この規程は、平成15年4月1日より施行する。

附則

この規程は、平成16年4月1日より施行する。

附則

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成22年12月1日から施行する。

附則

この規定は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成31年4月1日から施行する。